

中西部部則

(名称・構成)

- 第1条 この組織はワイズメンズクラブ国際協会西日本区中西部（以下それぞれ国際協会、西日本区、部という）と称し、英文ではThe International Association of Y' s Men' s clubs Japan West Region Chuseibu Districtと標記する。
2. 部は国際協会に加盟しているワイズメンズクラブ、ワイズウイメンズクラブ（以下、クラブという）をもって構成する。

(目的)

- 第2条 部は国際協会の国際憲法および西日本区定款を遵守し、その目的を成就させるためにある。

(役員)

- 第3条 部の役員として、部長、直前部長、次期部長、書記、会計、各事業主査、監事および連絡主事を置く。

(役員を選出)

- 第4条 部長には前年度の次期部長が就任する。
2. 前年度の次期部長は、前前年度に立候補者の中から、評議会で議決権の3分の2以上の同意を得たものが就任する。ただし、立候補者がいない場合は輪番制の原則に基づき、現部長が候補者を推薦する。
 3. 書記、会計、各事業主査は、部長が指名し、評議会の承認を受ける。
 4. 監事は、評議会において選出する。
 5. 連絡主事は大阪 YMCA 総主事の指名に基づき、評議会の承認を受けた者が就任する。

(役員任期)

- 第5条 役員は、毎年7月1日に就任し、任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

(役員任務)

- 第6条 部長は、部を代表して部運営を統括し、評議会、役員会を招集するほか、部報を発行する。
2. 直前部長、次期部長は部長に協力し、部長の委任あるいは部長に事故あるときは直前部長が任務を代行する。
 3. 書記は、部運営および会議の事務を遂行し、部長を補佐する。
 4. 会計は、部会計事務を遂行し、部長を補佐する。
 5. 各事業主査は、部内におけるそれぞれの事業部門の活動を推進する、
 6. 監事は、部の行政および財政監査を行い、評議会において監査結果を報告する。
 7. 連絡主事は、部と大阪 YMCA との連絡調整を図る。

(事務局)

第7条 部長は、その任務を円滑に遂行するために、必要に応じ、部の事務局を置き、事務局長等を選任し、必要な予算処置を講じることができる。

(議決機関)

第8条 部の議決機関として、評議会を置く。評議会は毎年2回以上開催する。

2. 評議会は、部長、直前部長、次期部長、書記、会計、各事業主査、監事、各クラブ代表1名（ただし、会長、副会長、書記、会計より選出）および連絡主事をもって構成する。議長は、部長が務める。
3. 評議会の議決を必要とする事項は次のとおりとする。
 - (1) 部則・細則の決定および諸規則の制定、改廃。
 - (2) 事業計画・収支予算の承認およびそれらの修正。
 - (3) 事業報告および収支決算書の承認。
 - (4) 役員を選任。
 - (5) 部長、部内各クラブおよびYMCAから提案された事項。
 - (6) その他必要な事項。
4. 評議会において議決した事項うち、必要な場合は西日本区役員会に提議することができる。
5. 定足数および議決は次による。
 - (1) 評議会は議決権を持つ構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。ただし、委任状の行使は妨げない。議案の採決は出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決裁による。
 - (2) 監事、連絡主事および事務局長等の事務局員は議決権を持たない。

(役員会)

第9条 部運営の執行機関として役員会を置く。

2. 役員会は、第8条第3以外部の運営に必要な事項を議決する。

(委員会)

第10条 部において必要な研究および事業を行うとき、部長は委員会を招集することができる。

2. 委員長は委員の互選により選出し、部長が任命する。

(部会)

第11条 部会は部長の招集により、部内各クラブ会員相互の意志疎通、親睦および研修を図るため、年1回以上開催する。

2. 年次報告、会計報告および監査報告を行う。
3. 事業方針および予算の説明を行う。
4. 部会のホストクラブは原則として部長のホームクラブとする。
5. ホストクラブは部長の指導により部会を企画運営する。

6. ホストクラブは部会登録費をもって部会運営を一切まかない、部会終了後速やかに会計報告を行う。

(合同新年会)

第12条 合同新年会は部長の要請により、毎年1月に開催する。

2. 合同新年会ホストクラブは原則として直前会長のホームクラブとする。

(会計)

第13条 部の会計年度は毎年7月1日に始まり、翌年6月30日で終わる。

2. 部の財政は、西日本区より支給される部活動支援金、および部所属会員の負担する部費をもってまかなう。
3. 部の収支予算案は、各会計年度初めに部長が提案し、評議会の承認を得なければならない。
4. 会計は、会計年度末に会計報告書を作成し監事の監査を経て、評議会の承認を得なければならない。

(細則)

第14条 部長は、部の組織、運営、および会計に関し、評議会の承認を得て細則を定めることができる。

(付則)

本部則は1989年7月1日の中西部分割（中西部・阪和部）にともない、新中西部部則として施行する。

1989年 7月 1日 制定
2002年 7月 1日 改正
2007年 7月 1日 改正

中西部 部則施行細則

(総則)

第1条 中西部部則の施行については、この細則の定めるところによる。

2. 細則は評議会の議決により、これを加除修正することができる。

(部費)

第2条 部に所属する各クラブは、所属会員1名につき年額3,000円を納入する。

第3条 この会員数には連絡主事、メネットは含まない。

(部の役員活動補助金)

第4条 部長および部役員の活動補助金として、中西部より以下の補助金が支給される。

部長 20,000円

次期部長	20,000円
書記	10,000円
会計	10,000円
事務局長	10,000円

2. 西日本区次期主査研修会補助金として出席者に10,000円（宿泊しない時は5,000円）を補助する。
3. メネット会援助金としてメネット主査に40,000円支給される。
4. 次期部長キャビネットメンバーが次期役員研修会、次期会長・主査研修会に出席した場合は、一人につき10,000円（宿泊しない時は5,000円）を補助する。

（公式訪問例会費）

第5条 部長、書記および会計の公式訪問の例会費は訪問先クラブが負担し、同行する主査、事務局長の例会費は部会計より支給する。

（特別積立金）

第6条 YEOP・STEP 事業、YIA 事業などの事業や、臨時に多額の費用を要する場合に備えて特別積立金を設ける。剰余金等は特別積立金に繰り入れる。

2. 特別積立金の運用は評議会の議決による。

（ユースコンボケーション派遣費支援金について）

第7条 支出は、原則としてその年度の一般会計からとする。

2. 支出の上限は、原則として50,000円とする。
3. 参加者が一人の場合、支給額は30,000円とし。2名以上の場合は参加者の数で均等に割ることとする。

（付則）

本細則は、2002年7月1日より施行する。

2003年7月1日 改正

2007年7月1日 改正

2011年8月1日 改正

2012年7月28日 改正

2013年6月29日 改正